

桐生市新市建設計画一部変更行政案 概要

1. 変更の背景について

平成30年4月25日付で「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債を起債することができる期間が再度延長されました。本市においては、「桐生市公共施設等総合管理計画」を踏まえた市有施設の整備等について、引き続き合併特例債を活用することも視野に入れておく必要があることから、現在策定中の「(仮称)次期桐生市総合計画」と整合性を持たせながら、合併後の一体的なまちづくりをより効果的に推進し、本市の更なる発展に寄与するため、新市建設計画を変更するものです。

2. 変更の内容について

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、**計画期間の延長を目的として、その目的を達成するための必要最低限の変更としました。**

※したがって、33ページの「裏地地区土地区画整理事業の完成」のように実施済の事業についても削除することなく、記載されたままになっています。

(1) 計画期間

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの期間を追加し、5年間延長

(2) 計画内容

固有名称の変更や実績数値を追加するほか、現行計画策定時から現在までに行われた法改正などの状況変化に伴うやむを得ない内容の修正

(3) 財政計画

計画期間の延長に伴う財政計画の修正・追加